

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部調整課（下水道管理担当）・各方面管理事務所管理課（備考欄のとおり）
処分課（担当）名	建設局 各方面管理事務所管理課
処分の名称	下水道の敷地の占用許可の取消し又は許可条件の変更
概要	占有者が許可の条件に違反した等の場合、占用許可を取り消し又はその条件を変更し若しくは新たに条件を付すことがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例第22条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
処分基準	次に掲げる場合、下水道の敷地の占用許可を取り消し又はその条件を変更し若しくは新たに条件を付すことがあります。 (1) 許可の条件に違反した場合 (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた場合 (3) 下水道の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html</a>
備考	東部方面管理事務所管理課 06-6969-5841 （管轄行政区：都島、旭、城東、鶴見、天王寺、東成、生野） 西部方面管理事務所管理課 06-6567-6491 （管轄行政区：大正、浪速、西成、中央、西、港） 南部方面管理事務所管理課 06-6686-1240 （管轄行政区：住之江、住吉、阿倍野、東住吉、平野） 北部方面管理事務所管理課 06-6462-1434 （管轄行政区：福島、此花、西淀川、北、淀川、東淀川）